

【参考】県条例による受動喫煙防止対策に係る対象施設と規制内容の概要
(令和2年4月1日～)

条例区分	施設の内容	対象者	規制内容	義務付け
敷地内受動喫煙防止施設	○学校(幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校) ○高等専門学校 ○専修学校(専門課程を置くものを除く) ○児童福祉施設等	利用者	喫煙してはならない	義務
		管理者	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所の設置不可)	義務
屋外受動喫煙防止施設	○遊具のある公園 ○停留所 ○横断歩道 ○公道(学校, 児童福祉施設, 遊具のある公園, 停留所, 横断歩道の付近のもの)等	利用者	区域で喫煙しない (灰皿周辺を除く)	努力義務
		管理者	灰皿は子どもの受動喫煙防止に配慮 ※2	努力義務

※1 付近とは施設等から 7m 以内

※2 灰皿を設ける場合は, 子供の動線を避ける, 遮蔽を設ける等の配慮が必要